

4. 独立行政法人福祉医療機構の平成22年度事業内容について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を目的として、病院、診療所及び介護老人保健施設等の医療関係施設等に対して、その設置・整備又は経営に必要な資金を長期かつ低利な条件で融資する事業等を行っているところである。

平成22年度医療貸付事業においては、需要動向を踏まえた融資枠とし、国の政策推進に合わせ所要の貸付条件等の設定等を行うこととしたので、管下の医療機関等に対する周知方よろしくお願ひしたい。

なお、機構の借入申込みについては、従来より、整備を行う施設等を所管する都道府県知事からの証明書・意見書の提出をお願ひしているところであるが、22年度においても引き続きご協力をお願ひしたい。

また、機構からの融資を予定しているものについては、予め機構の融資相談を受け、適切な事業計画を策定するようご指導願ひたい。

(1) 事業計画

区 分	平成21年度予算	平成22年度予定	対前年度伸率
貸付契約額	1,610億円	1,348億円	△16.3%
資金交付額	1,483億円	1,224億円	△17.5%

(2) 貸付条件の変更

○ 特定病院の範囲の変更

4疾病5事業等に係る地域医療連携体制に位置付けられ、地域医療計画に名称が記載されている病院のうち、その分野における病期ごとの機能として、急性期及び専門診療等を担う病院（100床以上）を特定病院の範囲に追加し、限度額等を優遇

【現行の範囲】

- 法人の開設する病院であって次に掲げる病院
 - ①地域医療支援病院、②医育機関附属の病院、③臨床研修指定病院、④医師会が開催する病床数100床以上の開放型病院、⑤特殊診療機能を有する病床数100床以上の病院、⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院で精神病床を200床以上有している病院
- 療養病床を有する病院

【新たに追加または削除される事項】

「1」に、「地域医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等を担う病床数100床以上の病院を追加し、⑤を削除する。

(参考)

	【一般の病院】	【特定病院】
建築資金	限度額：7.2億円	1.2億円
	据置期間：2年以内	3年以内(7.2億超かつ耐火構造)
長期運転資金	限度額：1.5百万円	30百万円
(災害復旧)		

(3) 貸付条件の緩和

○ 保証人の免除

オンコスト方式を導入し、保証人を免除する貸付を選択可能とする（貸出金利＋0.2%程度）。

○ 耐震整備に取り組む医療機関に対する貸付条件の緩和（21年度からの継続【23年3月末まで】）

<融 資 率> 90%（ただし、医療施設耐震化臨時特例交付金の対象整備については交付金相当額を除く）

<貸付金利> 1.7%（平成22年2月10日現在）
（ただし、医療施設耐震化臨時特例交付金の対象整備については当初5年間の利率を0.5%優遇）

○ 地域医療再生計画に基づく医療機関の整備に対する貸付条件の緩和（21年度からの継続【26年3月末まで】）

<融 資 率> 90%（ただし、地域医療再生臨時特例交付金の対象整備については交付金相当額を除く）

<貸付金利> 1.7%（平成22年2月10日現在）

○ 経営環境変化に伴う経営安定化資金の貸付条件の緩和（20年度からの継続【23年3月末まで】）

<貸付金利> 1.7%（平成22年2月10日現在）

<償還期間> 病院10年以内、介護老人保健施設及び診療所7年以内

<貸付限度額> 病院7.2億円、介護老人保健施設1億円
診療所4千万円

<担 保> 原則、不動産担保の提供が必要

（ 1,000万円までは無担保融資可能
不動産担保がない場合は診療報酬債権等のみの
担保でも可能 ）

○ 出産育児一時金等の制度見直しに伴う運転資金の貸付条件の緩和（21年度からの継続【22年6月末まで】）

<貸付金利> 1.2%（平成22年2月10日現在）

<償還期間> 7年以内

<貸付限度額> 制度の見直しに伴い入金が遅れる2ヶ月間の分娩予定者数×42万円

<担 保> 原則、不動産担保の提供が必要

（ 3,000万円までは無担保融資可能
不動産担保がない場合は診療報酬債権等のみの
担保でも可能 ）

○ 介護基盤の緊急整備に係る介護老人保健施設の貸付条件の緩和
(21年度からの継続【24年3月末まで】)

<融 資 率> 90%

<貸付金利> 1.2% (平成22年2月10日現在)

(ただし、当初5年間の利率であり、6年目からは1.8%)

○ アスベスト対策事業に係る貸付条件の緩和 (20年度からの継続
【23年3月末まで】)

<融 資 率> 病院、診療所、(准)看護師養成施設等 85%

介護老人保健施設 80%

医療従事者養成施設、助産所 75%

<貸付金利> (平成22年2月10日現在)

病院、診療所の乙種増改築資金等 1.8%

介護老人保健施設の増改築資金等 1.75%

(4) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業で対象とした介護老人保健施設の一時金に対する融資制度の創設【24年3月末まで】

介護老人保健施設に係る土地取得資金の対象費用に、定期借地権を設定した際の一時金に係る費用を追加